

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年10月27日（火）

担当課：環境農政部 農政課

件 名：大和農業振興地域整備計画の変更案について	
提出理由：大和農業振興地域整備計画の変更に向け、農業委員会等の意見聴取を行うにあたり、変更案について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・昭和44年に、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、「法」という）が制定された。 ・法により、都道府県が指定した農業振興地域が区域内にある市町村は、概ね10年を見通して、優良な農地を確保・保全する農用地利用計画を含む各種計画を備えた「農業振興地域整備計画」（以下、「整備計画」という）を定めなければならないとされた。 ・整備計画に定められた農用地区域は、農業振興に関する施策が計画的かつ集中的に実施される対象となるため、農業以外の用途への転用等が厳しく制限される一方、相続税等の課税上評価が約30～50％軽減されるなどの優遇措置が講じられている。 ・本市においては、神奈川県が昭和48年度に市内の6地区を農業振興地域に指定したことを受け、昭和49年度に整備計画を策定し、以降、土地利用の実状等を踏まえ、適宜定期変更を行ってきた。 2. 整備計画の変更 （1）計画変更の考え方 ・法によれば、市町村は農用地等の面積や土地利用、農業生産等の現状及び将来の見通しなどに関する調査（以下、「基礎調査」という）等を行い、その結果により見直しを行う必要が認められる場合は、遅滞なく整備計画の変更を行うこととされているため、本市においても平成26年度に基礎調査を行ったところである。	・基礎調査の結果、都市化の影響による営農環境の変化や近代化を図ることが難しい農地等が確認されたことから、現況に則した整備計画となるよう変更を行う。 （2）主な変更点 ①農用地利用計画 【面積の変更】 変更前合計 27.52ha 変更後合計 26.73ha 【内訳】 ・農用地区域への編入：0.52ha 上和田地区 集団的農用地のため ・農用地区域からの除外：1.31ha 上和田地区 } 都市化により営農環境が変 下和田地区 } 化したため 福田地区 公共事業等の利用が行われているため ②農用地利用計画以外の各種計画 ・「農用地等の保全計画」には、市民農園事業等により遊休農地の有効活用を図ること、「農業経営の規模拡大及び農用地等の利用の促進を図るための方策（中略）」には、認定農業者・中心経営体への支援等による規模拡大及び農用地等の効率的利用の促進にすること、をそれぞれ加えるなど、本市の都市型農業の営農状況等を踏まえた整備計画となるよう変更を行う。
経 過 S48年度 農業振興地域の指定（神奈川県） S49年度 整備計画策定 H26年度 整備計画変更に向けた基礎調査の実施	今後の予定 H27.10 農業委員会等の意見聴取 H27.12 整備計画変更に係る事前相談（県） H28. 1 整備計画変更(案)の公告・縦覧 H28. 3 整備計画変更(案)の協議・同意（県） H28. 4 整備計画書の送付（県、国）